7. 3 メーターの設置

7. 3. 1 【メーター及びメーター装置】

- 1 メーターは、市が設置して使用者に貸与し保管させるものとする。
- 2 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。保管者が 管理義務を怠ったためメーターを亡失又は棄損した場合は損害額を弁償しなければなら ない。
- 3 メーターの設置場所及びその周辺には、計量又はメーターの機能を妨害するような物体 を置き、又は工作物を設けてはならない。
- 4 市が認めたときは使用者(私設)のメーターを設置することができる。
- 5 メーター保護のため、メーター下流側の給水管口径は同口径以下を原則とする。ただし、 市が認めた場合はこの限りではない。

〈解説〉

- メーターは、需要者が使用する水量を測る計量器であり、その計量水量は、料金算定や配水量分析などの水量管理の基礎となるものであることから、計量法に定められた検定検査に合格したメーターを市が責任をもって設置する趣旨である。ただし、管理責任は使用者としているのは、メーターは原則として民地内に設置されるものであり、かつ、給水装置の一部と解されているからである。
- 2 「善良な管理者の注意」とは、物の保管や事務の処理にあたる者が、その立場、職業、経験などに応じて、一般的・客観的に要求される程度の注意で、給水装置について特別の専門的知識をもって管理する必要はない。これを怠ると、民法上過失があるとされている。
- 3 水道事業が、メーター計量・調定・収納により成り立っていることから、その基礎である計量事務を円滑に行うための措置である。
- 4 メーターは、1 給水装置に1個設置(市メーター)することを原則としているが、下記目的 の場合であって、設置条件を満たした場合は、使用者(私設)メーターを設置することができる。

<目的>

- (1) 下水道条例第 16 条に基づく汚水排水量認定のためのもの
- (2) 共用給水装置 (2世帯又は2箇所以上で共用するもの) において、各世帯(箇所)の 使用水量を確認するためのもの
- (3) 工場等で施設ごとの使用水量を管理するためのもの
- (4) 使用エネルギー・資源管理のため、日々の使用水量を管理するためのもの

<条件>

- (1) メーターは、日本工業規格に規定する性能基準(JISB8570-2)合格品であること。
- (2) メーター筺は、市指定以外のものであること。 (蓋が青以外の色で、かつ、市章がない)
- (3) 市メーターとの計量差については、一切意義を申し立てないこと(誓約書を提出)
- 5 メーター下流側の給水管口径は、メーター保護の観点から同口径以下とすることが望ましいが、特別な事情がある場合で、下記条件をすべて満たす場合はこの限りでない。

7. 3 メーターの設置

7. 3. 1 【メーター及びメーター装置】

- 1 メーターは、市が設置して使用者に貸与し保管させるものとする。
- 2 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。保管者が 管理義務を怠ったためメーターを亡失又は棄損した場合は損害額を弁償しなければなら ない。
- 3 メーターの設置場所及びその周辺には、計量又はメーターの機能を妨害するような物体 を置き、又は工作物を設けてはならない。
- 4 市が認めたときは使用者(私設)のメーターを設置することができる。
- 5 メーター保護のため、メーター下流側の給水管口径は同口径以下を原則とする。ただし、 市が認めた場合はこの限りではない。

〈解説〉

- メーターは、需要者が使用する水量を測る計量器であり、その計量水量は、料金算定や配水量分析などの水量管理の基礎となるものであることから、計量法に定められた検定検査に合格したメーターを市が責任をもって設置する趣旨である。ただし、管理責任は使用者としているのは、メーターは原則として民地内に設置されるものであり、かつ、給水装置の一部と解されているからである。
- 2 「善良な管理者の注意」とは、物の保管や事務の処理にあたる者が、その立場、職業、経験などに応じて、一般的・客観的に要求される程度の注意で、給水装置について特別の専門的知識をもって管理する必要はない。これを怠ると、民法上過失があるとされている。
- 3 水道事業が、メーター計量・調定・収納により成り立っていることから、その基礎である計量事務を円滑に行うための措置である。
- 4 メーターは、1 給水装置に1個設置(市メーター)することを原則としているが、下記目的 の場合であって、設置条件を満たした場合は、使用者(私設)メーターを設置することができる。

<目的>

- (1) 下水道条例第 16 条に基づく汚水排水量認定のためのもの
- (2) 共用給水装置(2世帯又は2箇所以上で共用するもの)において、各世帯(箇所)の使用水量を確認するためのもの
- (3) 工場等で施設ごとの使用水量を管理するためのもの
- (4) 使用エネルギー・資源管理のため、日々の使用水量を管理するためのもの

<条件>

- (1) メーターは、日本工業規格に規定する性能基準(JISB8570-2)合格品であること。
- (2) メーター筺は、市指定以外のものであること。
- (3) 市メーターとの計量差については、一切意義を申し立てないこと(誓約書を提出)
- 5 メーター下流側の給水管口径は、メーター保護の観点から同口径以下とすることが望ましい が、特別な事情がある場合で、下記条件をすべて満たす場合はこの限りでない。